

議案参考資料

[令和7年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

水道局総務課 庶務係

議案名

議案第67号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、企業職員についても、育児を行う職員の仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

また、退職手当について、手当の種類に追加する等、規定の整理を行うものです。

概要

1 部分休業の取得形態の追加

小学校就学の始期に達するまで取得できる部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき管理者が指定する時間(10日相当)を超えない範囲内の形態を設けることとし、企業職員はいずれかの形態を選択可能とします。

2 その他の改正

退職手当について、本条例に位置付けるため、手当の種類に追加するとともに、支給に係る規定の整理を行います。

(施行期日：令和7年10月1日)

背景・経過

育児を行う職員が男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、国家公務員に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の取得形態について、1年につき10日間を超えない範囲内の形態を新たに設けるとともに、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とするなど、部分休業制度の拡充が行われます。

また、企業職員に係る退職手当については、これまで桐生市職員退職手当支給条例に基づき支給してきましたが、地方公営企業法第38条第4項の規定により、本条例において位置付ける必要があることから、手当の種類に退職手当を追加するとともに、支給に係る規定の整理を行うものです。